

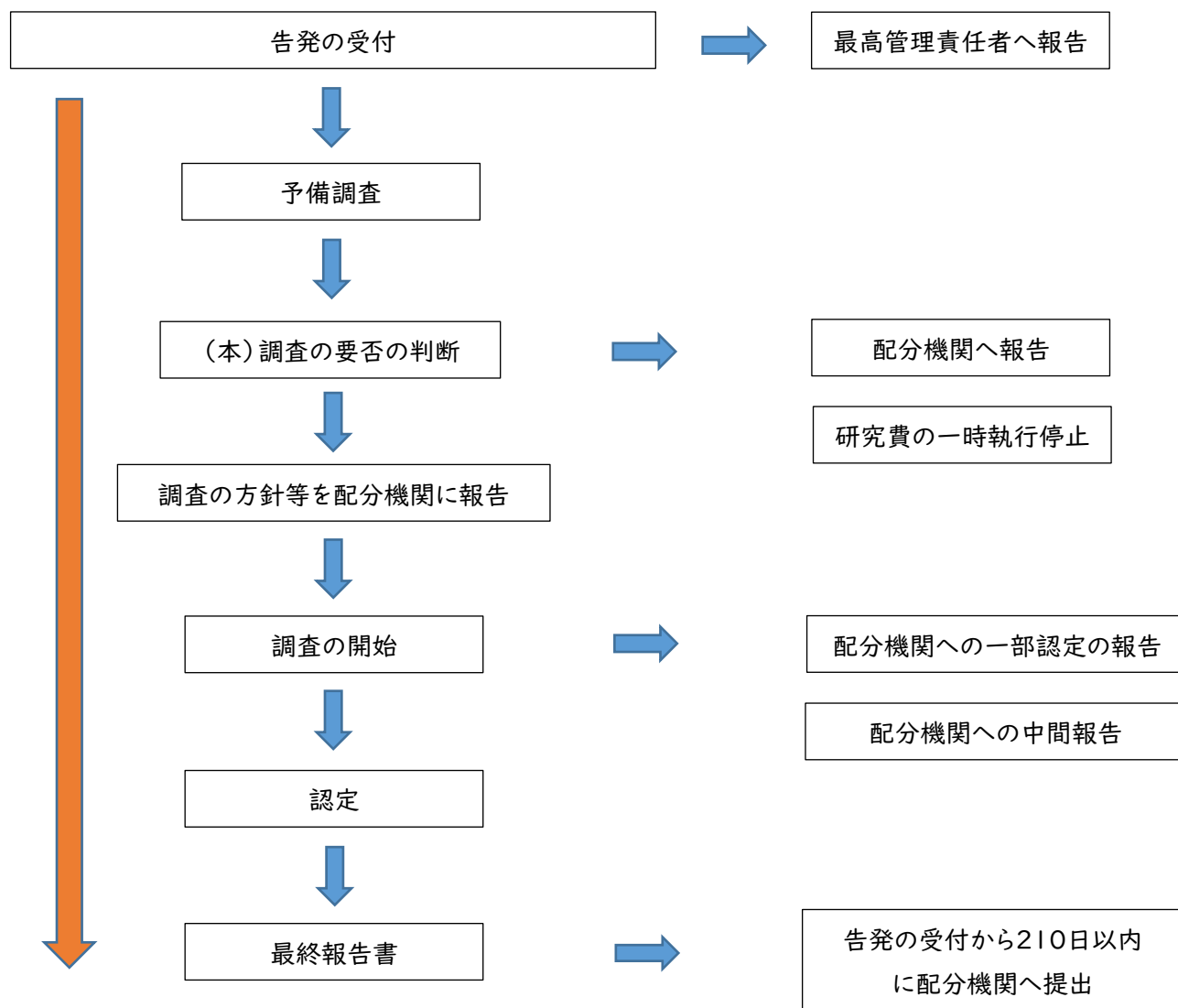
不正調査手続きに関する報告先

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年文部科学大臣決定）」において定められている不正調査手続きに関する報告先は以下のとおりです。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（不正使用）

報告内容	報告先	記載箇所
(本)調査の要否	配分機関	「管理・監査のガイドライン」p.13 4(3)ア 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
調査の方針、調査対象、方法	配分機関	「管理・監査のガイドライン」p.13 4(3)オ1) 機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等を配分機関に報告、協議しなければならない。
一部認定による報告	配分機関	「管理・監査のガイドライン」p.14 4(3)オ3) また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
中間報告	配分機関	「管理・監査のガイドライン」p.14 4(3)オ4) 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に行う。
最終報告書の提出	配分機関	「管理・監査のガイドライン」p.13 4(3)オ2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

不正使用に関する不正調査手続きの流れ



「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（不正行為）

報告内容	報告先	記載箇所
本調査の決定 (予備調査後)	配分機関及び 文部科学省	「不正行為への対応等に関するガイドライン」p.15 (2)①(イ) 調査機関は、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。
中間報告	配分機関	「不正行為への対応等に関するガイドライン」p.16 (2)⑥ 調査機関が研究機関であるときは、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。
調査結果の報告	配分機関及び 文部科学省	「不正行為への対応等に関するガイドライン」p.17 (4)② 調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。
不服申立ての受付	配分機関及び 文部科学省	「不正行為への対応等に関するガイドライン」p.18 (5)⑤ 調査機関は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
不服申立ての却下 及び 再調査の開始	配分機関及び 文部科学省	「不正行為への対応等に関するガイドライン」p.18 (5)⑤ 不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
再調査の結果の報告	配分機関及び 文部科学省	「不正行為への対応等に関するガイドライン」p.18 (5)⑥ あらかじめ定める期間(省略)内に再調査を行い、その調査結果を直ちに調査機関に報告するものとする。調査機関は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
悪意に基づく告発と認定された者 からの不服申立ての報告	配分機関及び 文部科学省	「不正行為への対応等に関するガイドライン」p.18 (5)⑦ 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、調査機関は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
不服申立てによる 再調査の結果の報告	配分機関及び 文部科学省	「不正行為への対応等に関するガイドライン」p.18 (5)⑧ あらかじめ定める期間(省略)内に再調査を行い、その調査結果を直ちに調査機関に報告するものとする。調査機関は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

不正行為に関する不正調査手続きの流れ

